

# 横浜市社会教育コーナー 指定管理者公募要項

令和8年6月

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課

# 目 次

	頁
1 指定管理者制度の趣旨	1
2 公募の概要	1
(1) 対象施設	
(2) 指定期間	
(3) 指定管理者の公募、選定及び指定	
(4) 問合せ先	
3 指定管理者が行う業務	1
4 横浜市社会教育コーナーの概要	1
(1) 施設の概要	
(2) 施設の設置目的	
(3) 目的達成の手段	
(4) 実施事業（具体策）	
(5) 職員配置及び経費等（施設運営体制）	
(6) リスク分担	
(7) 業務実施上の留意事項	
5 公募及び選定に関する事項	1 1
(1) 公募スケジュール	
(2) 公募手続について	
(3) 審査・選定の手続について	
(4) 応募手続について	
(5) 資格要件及び欠格事項について	
6 協定及び準備に関する事項	2 0
(1) 協定の締結	
(2) 協定の主な内容	
(3) 開業準備及び業務の引継ぎ	
(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更	
(5) 指定取消及び管理業務の停止等	

## 資料

- 1 令和7年度横浜市社会教育コーナー利用実績
- 2 令和7年度横浜市社会教育コーナー指定管理料決算書
- 3 横浜市教育文化センター条例（社会教育コーナー関係部分抜粋）
- 4 横浜市教育文化センター条例施行規則  
（社会教育コーナー関連部分抜粋）
- 5 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定に関する要綱

## 別添資料

- ・横浜市社会教育コーナー業務の基準
- ・横浜市社会教育コーナー指定管理者応募関係書類

## 1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和9年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）

### (2) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

### (3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定等に関する要綱に基づき公募を行い、横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会運営要綱に基づき設置される「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 社会教育コーナー担当（横浜市庁舎14階）

電話：045（671）3282 Fax：045（224）5863

E-mail：ky-corner@city.yokohama.lg.jp

## 3 指定管理者が行う業務

横浜市教育文化センター条例（以下「条例」という。）第5条の2に規定する事業の実施に関すること。

（公募要項に記載のない事項は、「横浜市社会教育コーナー業務の基準」を参照してください）

## 4 横浜市社会教育コーナーの概要

### (1) 施設の概要

ア 所在地	横浜市磯子区磯子三丁目6-1-1
イ 開設年月日	昭和57年5月1日
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
エ 主な施設内容	研修室A・B・C、アートルーム、トレーニングルーム、中庭、

屋外スポーツ広場

オ 開館時間 月曜日～土曜日 9:00～21:00、日曜日・祝休日 9:00～17:00  
カ 休館日 原則第1月曜日及び年末年始（12月28日～1月4日）

## (2) 施設の設置目的

コーナーは、条例第1条に基づき、市民の生涯学習活動やそのための研修活動、ボランティア活動などの場として、また、生涯学習に関わる情報提供や、交流の場として設置される施設です。

## (3) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりです。

- ア コーナーの利用許可等に関すること
- イ 生涯学習・社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること
- ウ 生涯学習・社会教育関係職員の研修に関すること
- エ 生涯学習・社会教育事業（自主事業）の実施
- オ コーナーの施設及び設備の維持管理に関すること
- カ その他教育委員会が定める業務

## (4) 実施事業（具体策）

### ア コーナーの利用許可等に関すること

コーナーは、市民の学習活動、スポーツ活動の場として、研修室、トレーニングルーム等の諸室、スポーツ広場及び印刷機、プロジェクター、ピアノ、スポーツ用具等の設備・備品を備えています（施設・設備・備品の詳細は「横浜市社会教育コーナー業務の基準」を参照。）これらの施設を利用者に提供するため、指定管理者は施設の利用許可に関する業務及び施設・設備の維持保全及び管理に関する業務を行います。

### (ア) 利用団体の登録及び審査に関すること

コーナーを利用できるのは、学習活動、スポーツ活動を行っている団体としており、これら団体の会議、研修、活動等の目的に利用できます。このため、利用希望団体には登録申請書等の書類を提出させ、審査、承認を行います。

### (イ) 施設（諸室・設備・備品）の利用受付、利用許可及び利用調整に関すること

利用申込み受付、利用許可、利用調整等を行います。

### (ウ) その他関係業務

#### ① コーナーの利用促進及びサービスの向上に関すること

コーナーの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し、ホームページなどを活用し広く情報提供し、コーナーの周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組などを適宜実施します。

#### ② 利用調整会議等の開催

コーナーの円滑な利用及び利用促進を図るため、利用団体との連絡調整のための会議等を随時開催します。

### イ 生涯学習・社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること

① 生涯学習・社会教育をめぐる市民の関心等を踏まえ、解決が求められる政策課題の社会的背景や現状等について調査・分析を行います。

② 市内で行われる生涯学習・社会教育関係団体の個々の活動内容等について、調査研究を行い

ます。

③各区の市民活動・生涯学習支援センター等に関する情報やデータを収集・整理・保存し、本市に提供します。

ウ 生涯学習・社会教育関係職員の研修に関すること

横浜市生涯学習・社会教育事業関係職員研修について、研修内容の相談、研修での施設紹介等、本市の求めに応じ、研修に協力することとします。

(年3回程度の社会教育研究会等の実施。報告書作成を含む。)

エ 生涯学習・社会教育事業の実施

学習活動、スポーツ活動の場の提供に加え、生涯学習の推進のための事業を実施します。

事業は、コーナーの設置目的や利用者のニーズ、第5期横浜市教育振興基本計画、第32期横浜市社会教育委員会議の提言の方針・施策を踏まえ、生涯学習の振興や市民の自主的な学習や活動のきっかけとなり、生涯学習・社会教育事業の担い手の育成・支援につながるような事業を盛り込むこととします。

オ コーナーの施設及び設備の維持管理に関すること

コーナーの建物並びに設備及び備品については、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。他施設との共用部分及び共用する設備についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い建物・設備の維持保全及び管理を行います。

(ア) 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、建物及び設備の各種点検(関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等)を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

(イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

カ その他教育委員会が定める業務

施設設置目的を効果的に達成するため、(ア)から(ウ)について取り組みます。

(ア) 生涯学習・社会教育事業に関する相談業務

市民及び関係職員からの相談業務を実施します。

(イ) 関係機関及び地域との連携に関すること

教育委員会、区役所等の関係機関への支援・連携及び、コーナーの利用者、自治会町内会等の地域の団体や地域住民との交流・連携に関する事業に取り組みます。

(ウ) 社会教育人材の育成・養成

社会教育士や市民の学びに関するコーディネーターを育成・養成します。また、それら社会教育人材のネットワーク形成を図ります。

## (5) 職員配置及び経費等（施設運営体制）

### ア 職員配置

コーナーの指定管理業務に従事する職員として、開館時は、相談業務、貸館業務を行う時間（9～17時）は2名以上、それ以外の時間は1名以上の職員体制（常勤・非常勤の別は問いません）を確保することとします。

指定管理者は、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の修了者（令和9年度内に社会教育士の称号を取得予定の者を含む。）を配置すること。コーナーの設置目的を踏まえた事業を推進し、生涯学習・社会教育に関する見識や、学習支援者などの人材育成及び地域における市民活動支援などの手法を備え、市民の自主的な学習活動の推進に資することのできる職員を配置することとします。

なお、職員のうち1名を管理運営責任者に定めることとします。

また、施設の特長や専門性を踏まえ、将来を見据えた体系的・計画的な人材育成を実施することとします。

### イ 管理運営責任者に期待する役割

- (ア) 生涯学習・社会教育に関する幅広い知識及び施設運営の経験・ノウハウを有している
- (イ) 地域とのコミュニケーションを積極的に図り、地域の声を傾聴し、事業・業務に反映できる
- (ウ) 組織をまとめ、施設の設置目的・役割を全職員に浸透させ、提案書の内容を着実かつ効果的に実施できるようマネジメントできる
- (エ) 社会教育に対して強い探究心と高い向上心を持ち、主体的に学び続けながら職務に意欲的に取り組むことができる
- (オ) 区、関係機関・団体との連携を密接にすることができる

### ウ 職員全体に期待する役割（またはコーディネーター）

- (ア) 施設利用者からの窓口での相談及び電話、メール等問い合わせ等に対しては、利用者本位の姿勢で、利用者の立場に立って対応している
- (イ) 利用者から信頼される施設運営を心がけ、施設の目的を職員全員で共有している
- (ウ) 来館者に対して常に十分な知識をもって対応に当たっている

### エ 指定管理料

コーナーの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

#### オ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。なお、コーナーについては既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

#### カ 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

#### キ 修繕等

建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等について、1件あたり10万円未満のものについては、年間の合計金額が30万円の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。

なお、修繕に係る年間の執行合計金額が30万円を超えた場合は、当該金額を超えた修繕は、市の負担により実施します。また、設備や施設の機能向上に係る改修は、原則として市が実施します。

## (6) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：1件当たり、下段：年間合計)				10万円 30万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など

## (7) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

#### <主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- (ウ) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）
- (エ) 横浜市教育文化センター条例（昭和 49 年横浜市条例第 40 号）
- (オ) 横浜市教育文化センター条例施行規則（昭和 49 年教委規則第 4 号）
- (カ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等）
- (コ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (サ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (シ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

#### <その他市の計画・施策等>

- (ア) 第 5 期横浜市教育振興基本計画
- (イ) 第三次横浜市民読書活動推進計画
- (ウ) 第 32 期社会教育委員会議提言

### イ 業務の基準・評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内における継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

コーナーの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイト上で公表されます。

なお、受審時期は、原則として指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち、横浜市との協議により定める時期とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月 28 日条例第 38 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、

横浜市に適切に報告することとします。(カスタマーハラスメント対策を含む)

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にコーナーを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

コーナーは、現段階では横浜市の防災計画等に位置づけられてはいませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(カ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中心企業振興基本条例(平成 22 年 3 月条例第 9 号)により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(ソ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(タ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体(共同事業体の場合は、全ての構成団体)について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(チ) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者がコーナーのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) コーナーの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、「障害者差別解消の推進に関する取組指針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に、障害者差別解消の推進に取り組むとともに合理的配慮の提供を行うこととします。

(テ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア 公募の公表	令和8年6月25日(木)
イ 公募要項の配布	令和8年6月25日(木)から7月31日(金)まで
ウ 現地見学会及び応募説明会	令和8年7月7日(火)
エ 公募要項等に関する質問受付	令和8年7月8日(水)から7月15日(水)まで
オ 質問への回答	令和8年7月22日(水)頃(予定)
カ 応募書類の受付期間	令和8年7月23日(木)から7月31日(金)まで
キ 審査・選定(面接審査実施)	令和8年8月24日(月)
ク 選定結果の通知・公表	令和8年9月上旬(予定)
ケ 指定管理者の指定	令和8年12月(予定)
コ 指定管理者との協定締結	令和9年3月(予定)

### (2) 公募手続について

#### ア 公募の公表

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

#### イ 公募要項の配布

##### (ア) 配布期間

令和8年6月25日(木)から7月31日(金)まで  
(土、日及び祝日を除く8時45分から17時00分まで)

##### (イ) 配布場所

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 社会教育コーナー担当  
次のウェブページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/R9shiteikanrikoubo.html>)

#### ウ 応募説明会及び現地見学会

応募方法、応募書類等に関する説明会及び現地見学会、を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限り御参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。なお、説明会終了後、現地見学会を行います。

##### (ア) 開催日時

令和8年7月7日(火)14時00分から16時00分まで

##### (イ) 開催場所

コーナー

##### (ウ) 参加人数

各団体3名以内とします。

##### (エ) 申込方法

参加を希望される団体は、7月2日(木)17時までに、横浜市電子申請・届出システム又はE-mailで「横浜市社会教育コーナー現地見学会・応募説明会申込書」(様式12)を横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課社会教育コーナー担当に送付してください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。

エ 公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和8年7月8日(水)から7月15日(水)17時まで

(イ) 受付方法

横浜市電子申請・届出システム又はE-Mailで「横浜市社会教育コーナーの指定管理者公募要項等に関する質問書」(様式13)を横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課に送付してください。

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

オ 質問への回答

令和8年7月22日(水)頃(予定)に、次のウェブページで回答を公表します。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/R9shiteikanrikoubou.html>)

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5(5)応募手続について」を参照

(イ) 受付期間

令和8年7月23日(木)8時45分から7月31日(金)17時00分まで

(ウ) 受付方法

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課まで、直接持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 社会教育コーナー担当 宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市教育長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市教育長が指定の通知を行うことにより、コーナーの指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定評価委員会(敬称略)

氏名	所属等
有元 典文	横浜国立大学教育学部
川野 佐一郎	元早稲田大学教育学部
竹迫 和代	参画はぐくみ工房代表兼ファシリテーター 公益財団法人かわさき市民活動センター
中村 美佐	菅原一則税理士事務所 所属税理士
伊藤 節子	レインボー子ども英会話 学習支援員

#### ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		
(1) 応募理由	横浜市の施策や施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	10
(2) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	5
2 職員配置・育成		
(1) 職員の確保及び配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。</li> <li>・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。</li> <li>・職員の資質向上のための研修が計画されているか。</li> </ul>	10
(2) 職員の育成		
3 施設の管理運営		
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全確保の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。</li> <li>・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。</li> </ul>	5
(2) 危機管理への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件・事故の防止体制が適切か。感染症等拡大防止対策を含めた緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。（感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫、災害発生時の施設利用者への対応等）</li> <li>・市（区）の防災計画を踏まえ、かつ公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。</li> <li>・子どもを含む利用者の安全確保のため、施設運営体制、相談・通報体制等が整備されているか</li> </ul>	5
(3) 個人情報保護・情報公開に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> </ul>	10

(4) その他本市重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。</li> <li>・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。</li> </ul>	
(5) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について	利用者増の取組、研修室等の利用率増の取組が計画されているか。	10
4 利用者のニーズ・要望・苦情への対応		
(1) 利用者ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が施設に求める役割を把握し、質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。</li> <li>・利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。</li> </ul>	
(2) 要望や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望や苦情等を受けた際、施設運営へ適切に反映することのできる取組となっているか。(カスタマーハラスメント対応含む)</li> <li>・緊急性の高いものや重要事案について市と随時共有されるような取組となっているか。</li> <li>・子どもを含む多様な施設利用者の意見を聴き、安心して施設を利用できるような取組となっているか。</li> </ul>	10
5 生涯学習・社会教育事業への取組		
(1) 第5期横浜市教育振興基本計画を踏まえた取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期横浜市教育振興基本計画を踏まえ、デジタル技術を活用した取組を具体的に計画しているか。</li> <li>・社会教育人材への支援に関する取組は具体的か。</li> <li>・社会教育施設としての役割を踏まえたものとなっているか。</li> <li>・多様な学びの場や機会の充実を図り、だれもが学び続けられる環境を提供する取組となっているか。</li> </ul>	5
(2) 生涯学習・社会教育関係職員の研修	市の生涯学習・社会教育に関する職員の能力向上について具体的な取組を提案できているか。	5
(3) 調査・研究について	横浜市の施策や施設の設置目的に基づいて、施設の「調査・研究」機能について具体的な取組となっているか。	5

(4) 自主事業について	施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的とした自主事業について具体的に計画しているか。 ・様々な属性を持つすべての市民への、多様な学びの場・機会を提供する取組となっているか。 ・デジタル技術を活用した実施手法、事業内容となっているか。	10
<b>6 収支計画及び指定管理料</b>		
(1) 収支計画及び指定管理料	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による指定管理料となっているか。	5
	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	5
<b>(評価項目 1～6 合計)</b>		<b>100</b>
<b>7 加減点項目</b>		
(1) 市内中小企業等であるか ※	市内中小企業等への該当	10
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	1
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	1
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定	1
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	1
(3) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	実績が良好であるか。	-5～10
<b>合 計</b>		<b>-5～25</b>

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 100 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が 1 団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

※「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、教育委員会事務局のウェブページへの掲載等により公表します。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaiyakushu/gakushu/R9shiteikanrikoubo.html>)

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定議案の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。(令和8年12月予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続について

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本6部を提出してください。

また、「イ 事業計画書(様式2)」から「オ 生涯学習・社会教育事業の実績報告書(様式4)」までは、応募団体が特定できない状態にした上で、ファイルに綴じ6部を提出してください。

いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書(様式3)※<sup>1</sup>

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書(様式 賃-1)

オ 生涯学習・社会教育事業の実績報告書(様式4)

カ 団体の概要(様式5)

キ 役員等氏名一覧表(様式6)及び様式のエクセルファイルデータ(CD-R)

ク 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)

ケ 定款、規約その他これらに類する書類

コ 履歴事項全部証明書※<sup>2</sup>(法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。)

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

シ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

ス 納税証明書 その3の3※<sup>2</sup>、<sup>3</sup>(公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。)

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書(様式8)※<sup>3</sup>

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況(横浜市の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。

ソ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類※<sup>4</sup>

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回

分) 等

タ 健康保険の加入を確認できる書類<sup>※4</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類<sup>※4</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

ト 評価基準加点項目に係る申出書（様式14）及び障害者雇用計算表（様式14-2）

加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、様式14に加えて障害者雇用計算表（様式14-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

※ 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。

※ 各種社会保険への加入の必要がないため、ソ、タ及びチの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。

#### 【注意事項】

・共同事業体として応募する場合は、上記アからオまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の2点をカに添付してください。

カ-（ア） 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）

カ-（イ） 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）

・中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからオまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の書類をカに添付してください。

カ-（ウ） 事業協同組合等構成員表（様式5-4）

・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

#### (5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く。）

## イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

## ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (イ) 当該共同事業体の構成団体がコーナーの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

## エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当する全ての組合員が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員がコーナーの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

## オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

## カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

#### ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 応募説明会・現地見学会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

#### コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

(ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

#### シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

#### ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

#### セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

#### ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

## (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

## (3) 開業準備及び業務の引継ぎ

### ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

### イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については指定管理料に含むものとします。

## (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、コーナーに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

## (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2

第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

## 令和7年度横浜市社会教育コーナー利用実績

## 部署別及び時間帯別

		研修室 A	研修室 B	研修室 C	アール ルーム	トレー ニング ルーム	交流ス ペース	スポー ツ広場	合計	午前	午後	夜間	合計
利用人数 (単位:人)	本年	8,216	7,137	3,188	9,950	10,547	3,161	2,409	44,608	19,862	16,853	7,893	44,608
	前年	7,867	7,226	2,779	8,427	11,331	3,544	2,277	43,451	19,612	17,546	6,293	43,451
利用コマ数	本年	643	500	405	616	1,209	0	621	3,994	1,708	1,616	670	3,994
	前年	650	492	358	516	1,144	0	609	3,769	1,692	1,474	603	3,769
総コマ数 (2025年度)		1,946	1,946	973	973	1,946	0	1,111	8,895	3,309	3,322	2,264	8,895
利用率	本年	33.0%	25.7%	41.6%	63.3%	62.1%	-	55.9%	44.9%	51.6%	48.6%	29.6%	44.9%
	前年	33.4%	25.3%	36.8%	53.1%	58.8%	-	61.3%	43.0%	52.1%	45.2%	26.7%	43.0%
利用率前年対比		98.9%	101.6%	113.1%	119.4%	105.7%	-	102.0%	106.0%	100.9%	109.6%	111.1%	106.0%

## 月別合計数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用人数 (単位:人)	本年	3,462	4,259	3,902	3,481	2,785	4,625	3,733	3,404	3,181	3,993	3,453	4,330	44,608
	前年	3,627	3,831	3,574	3,264	2,661	4,381	4,092	4,690	3,114	3,204	3,073	3,940	43,451
利用コマ数 (※1)	本年	344 (289)	360 (314)	349 (290)	338 (285)	271 (218)	371 (308)	338 (295)	316 (262)	302 (254)	325 (284)	320 (275)	360 (299)	3,994 (3,373)
	前年	334 (262)	337 (266)	309 (265)	253 (253)	216 (201)	330 (280)	338 (278)	363 (305)	298 (232)	306 (251)	325 (270)	360 (297)	3,769 (3,160)
総コマ数 (2025年度)		751 (656)	765 (672)	750 (656)	774 (680)	739 (672)	744 (648)	767 (680)	756 (648)	689 (600)	704 (600)	692 (600)	764 (672)	8,895 (7,784)

※1:( )内数字は研修室A～C・アールルーム・トレーニングルーム5部署分のコマ数

利用率 (※2)	本年	44.1%	46.7%	44.2%	41.9%	32.4%	47.5%	43.4%	40.4%	42.3%	47.3%	45.8%	44.5%	43.3%
	前年	39.9%	39.6%	40.4%	37.2%	29.6%	43.8%	40.9%	46.5%	39.2%	43.0%	44.4%	44.2%	40.6%
利用率前年対比		110.3%	118.0%	109.4%	112.6%	108.5%	110.0%	106.1%	85.9%	109.5%	113.1%	101.9%	100.7%	106.7%

※2: 利用率は研修室A～C・アールルーム・トレーニングルーム5部署分となります。 上記「月別合計数」表内の( )内数字で計算

## 令和7年度指定管理料決算書（委託事業を除く）

単位：円

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	13,949,000		13,949,000	13,949,000	0	横浜市より
横浜市による運営支援	0	347,000	347,000	347,000	0	
利用料金収入	3,760,000		3,760,000	3,695,700	64,300	振込分含む
自主事業収入（指定管理料充当の自主事業）	100,000		100,000	127,000	27,000	
自主事業収入	0		0	0	0	
雑入	271,000	0	271,000	252,419	18,581	
印刷代・ロッカー	150,000		150,000	141,803	8,197	
自動販売機手数料	21,000		21,000	23,620	2,620	
自動販売機電気料・目的外使用	100,000		100,000	86,020	13,980	
その他（ ）	0		0	976	976	現金過不足
受取利息	0		0	8,050	8,050	
法人より	0		0	80,756	80,756	法人より
<b>収入合計</b>	<b>18,080,000</b>	<b>347,000</b>	<b>18,427,000</b>	<b>18,459,925</b>	<b>32,925</b>	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
<b>人件費</b>	<b>12,650,000</b>	<b>0</b>	<b>12,650,000</b>	<b>12,432,159</b>	<b>217,841</b>	
給与・賃金	11,800,000		11,800,000	11,668,300	131,700	目動・夜勤スタッフ
社会保険料	520,000		520,000	483,409	36,591	
通勤手当	330,000		330,000	280,450	49,550	
健康診断費	0		0	0	0	
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	
退職給付引当金繰入額	0		0	0	0	
<b>事務費</b>	<b>1,035,000</b>	<b>0</b>	<b>1,035,000</b>	<b>1,806,348</b>	<b>771,348</b>	
旅費	2,000		2,000	3,200	1,200	
消耗品費	180,000		180,000	784,230	604,230	モップ交換、蛍光灯、衛生用品、事務用品ほか
会議ठी費	0		0	0	0	
印刷製本費	200,000		200,000	277,125	77,125	利用許可証、リソインク代、マスター代、コピー代
通信費	280,000		280,000	301,927	21,927	通信費、通話料、プロバイダー
使用料及び賃借料	41,000	0	41,000	40,920	80	
横浜市への支払分	41,000		41,000	40,920	80	自販機目的外使用
その他	0		0	0	0	
備品購入費	0		0	136,632	136,632	
図書購入費	10,000		10,000	9,900	100	月刊社会教育
施設賠償責任保険	30,000		30,000	30,380	380	
サイバーリスク保険	41,000		41,000	41,150	150	
職員等研修費	6,000		6,000	0	6,000	
振込手数料	25,000		25,000	27,500	2,500	
リース料	160,000		160,000	153,384	6,616	PC2ヶ月分、コピー機、印刷機
ホームページ運営費	60,000		60,000	0	60,000	
地域協力費	0		0	0	0	
<b>事業費</b>	<b>100,000</b>	<b>0</b>	<b>100,000</b>	<b>144,786</b>	<b>44,786</b>	
自主事業費（指定管理料充当の自主事業）	100,000		100,000	144,786	44,786	
自主事業費	0		0	0	0	
<b>管理費</b>	<b>3,175,000</b>	<b>0</b>	<b>3,175,000</b>	<b>2,939,467</b>	<b>235,533</b>	
光熱水費	1,680,000	0	1,680,000	1,672,713	7,287	
電気料金	1,500,000		1,500,000	1,498,290	1,710	
ガス料金	0		0	0	0	
水道料金	180,000		180,000	174,423	5,577	
清掃費	800,000		800,000	773,334	26,666	朝清掃（週2日）、定期清掃（年6回）
修繕費	300,000		300,000	92,400	207,600	ボイラー開栓・卓球台補修、スロップシンク排水詰まり工事、壁・ドア各所補修工事
機械整備費	172,000		172,000	177,540	5,540	ALSOK
設備保全費	187,000	0	187,000	187,000	0	
空調衛生設備保守	0		0	0	0	
消防設備保守	81,000		81,000	81,400	400	消防設備点検（総合・機器 各年1回）、防火対象点検（年1回）
電気設備保守	40,000		40,000	39,600	400	自動ドア
害虫駆除清掃保守	0		0	0	0	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	66,000		66,000	66,000	0	建物設備点検（年4回）
共益費	36,000		36,000	36,480	480	UR共益費・副職金
<b>公租公課</b>	<b>880,000</b>	<b>0</b>	<b>880,000</b>	<b>911,632</b>	<b>31,632</b>	
事業所税	0		0	0	0	
消費税	800,000		800,000	834,900	34,900	
印紙税	0		0	1,000	1,000	
その他（法人税等・所得税）	80,000		80,000	75,732	4,268	法人税・県民税・市民税等、受取利息所得税
<b>事務経費（計算根拠を説明欄に記載）</b>	<b>200,000</b>	<b>0</b>	<b>200,000</b>	<b>185,533</b>	<b>14,467</b>	
本部分	0		0	0	0	
当該施設分	200,000		200,000	185,533	14,467	税理士・社労士顧問料按分185,533円（合計1,113,200円÷6事業）
二一ス対応費	40,000		40,000	40,000	0	ピアノ調律40,000円（年2回）
<b>支出合計</b>	<b>18,080,000</b>	<b>0</b>	<b>18,080,000</b>	<b>18,459,925</b>	<b>379,925</b>	
差引	0	347,000	347,000	0		
自主事業費収入	100,000			127,000		
自主事業費支出	100,000			144,786		
自主事業収支	0			17,786		
管理許可・目的外使用許可収入	121,000			109,640		
管理許可・目的外使用許可支出	41,000			40,920		
管理許可・目的外使用許可収支	80,000			68,720		

## 横浜市教育文化センター条例（社会教育コーナー関係部分抜粋）

昭和 49 年 6 月 15 日  
条例第 40 号

横浜市教育文化センター条例をここに公布する。

## 横浜市教育文化センター条例

## （設置）

第 1 条 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究、教育関係職員の研修等を行うとともに、市民に教養及び文化活動並びに芸術の創造と普及の場を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため、横浜市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）を設置する。

## （事業）

第 2 条 教育文化センターは、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び相談に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 視聴覚資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 音楽、演劇等の発表会等の開催及び市民の集会の場所の提供に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる事業

## （施設及び位置）

第 3 条 教育文化センターに次の施設を設け、その位置は、次のとおりとする。

施設	位置
横浜市教育センター、横浜市視聴覚センター及び横浜市教育文化ホール（以下「ホール」という。）	横浜市中区
横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）	横浜市磯子区

## （職員）

第 4 条 教育文化センターに、館長その他教育委員会規則で定める職員を置く。

## （開館時間及び休館日）

第 5 条 ホール及びコーナーの開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

## （指定管理者の指定等）

第 5 条の 2 次に掲げるコーナーの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) コーナーの利用の許可等に関すること。

(2) 第2条第1号(相談に関することを除く。)、第2号及び第4号に規定する事業並びにこれらに準ずる事業の実施に関すること。

(3) コーナーの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定める業務

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、コーナーの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 61・追加・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第5条の3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第13条 コーナーを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にコーナーの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、コーナーの利用を許可しないものとする。

(1) コーナーの設置の目的を著しく逸脱するとき。

(2) その他コーナーの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第14条 コーナーの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可の取消し等)

第 17 条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、利用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第 13 条第 1 項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(コーナーの入館の制限)

第 18 条 指定管理者は、コーナーの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他コーナーの管理上支障があるとき。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、教育文化センターの管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表第 2(第 14 条第 2 項)

種別	単位	利用料金
研修室	4 時間につき	1,200 円
アートルーム		1,600 円
トレーニングルーム	2 時間につき	800 円
スポーツ広場		1,100 円
ロッカー(大)	1 個 1 月につき	200 円
ロッカー(小)		100 円
ピアノその他の附帯設備	1 回につき	300 円

## 横浜市教育文化センター条例施行規則（社会教育コーナー関連部分抜粋）

昭和 49 年 6 月 28 日  
教委規則第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、横浜市教育文化センター条例(昭和 49 年 6 月横浜市条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第 2 条 横浜市教育文化ホール(以下「ホール」という。)及び横浜市社会教育コーナー(以下「コーナー」という。)の開館時間は、次のとおりとする。

ホール 午前 9 時から午後 10 時まで

コーナー 午前 9 時から午後 9 時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日は、午前 9 時から午後 5 時まで)

- 2 ホール及びコーナーの休館日は、1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までとする。
- 3 ホールにおいては教育長が、コーナーにおいては指定管理者が必要であると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（指定管理者の公募）

第 3 条 教育長は条例第 5 条の 2 の規定により公募を行う場合は、あらかじめ指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

（指定申請書の提出等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第 5 条の 2 第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
  - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
  - (4) コーナーの管理に関する業務の収支予算書
  - (5) その他教育長が必要と認める書類

（利用許可の申請等）

第 11 条 条例第 13 条の規定によりコーナーの利用の許可を受けようとする者は、横浜市社会教育コーナー利用許可申請書(第 5 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による利用許可の申請は、コーナーを利用しようとする日の 2 箇月前から利用しようとする日までにしなければならない。

(利用の不許可)

第 12 条 条例第 13 条第 3 項第 2 号の規定により、管理上支障がありコーナーの利用を許可しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると指定管理者が認めるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると指定管理者が認めるとき。
- (3) コーナーの各施設の正常な業務の遂行に支障があると指定管理者が認めるとき。
- (4) その他管理上支障が生じるおそれがあると指定管理者が認めるとき。

(利用料金の後納)

第 13 条 条例第 14 条第 3 項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第 14 条 条例第 15 条の規定によりコーナーの利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市が主催する社会教育事業のためコーナーを利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 利用料金の減免額は、その都度指定管理者が定める。

(利用料金の返還)

第 15 条 条例第 16 条ただし書に規定する既納の利用料金を返還することができる事由は、利用者の責めに帰することのできない事由により利用の開始又は継続ができなくなったときとし、返還する額は既納の利用料金の全額とする。

(事業)

第 16 条 教育文化センターの施設が行う事業は、次のとおりとする。

横浜市教育センター

- (1) 学校教育の専門的、技術的事項の調査研究並びに教育活動に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。

横浜市視聴覚センター

- (1) 視聴覚資料の収集に関すること。
- (2) 視聴覚資料及び教材の貸出等に関すること。

横浜市教育文化ホール

- (1) 音楽、演劇等の発表会等の開催に関すること。
- (2) 市民の集会の場所の提供に関すること。

横浜市社会教育コーナー

- (1) 市民の学習活動に関すること。

(委任)

第 19 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定等に関する要綱（附則除く）

制 定 平成 24 年 3 月 16 日 教生文第 2622 号（教育長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市教育文化センター条例（昭和 49 年 6 月条例第 40 号）第 5 条の 2 に規定する横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

## （選定）

第 2 条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、教育長は非公募により選定を行うことができる。

4 教育長は、条例第 19 条第 1 項に規定する横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、教育長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

## （選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 教育長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

## （申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ教育長が定める期日までに、横浜市教育文化センター条例施行規則（昭和 49 年 6 月教委規則第 4 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

## （選定の公表及び報告）

第 5 条 教育長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

## （指定管理者の指定に係る手続）

第 6 条 教育長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と教育長は、指定管理業務に関する協定を締結する。